

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部産業観光課

番号 15

|          |                         |                           |
|----------|-------------------------|---------------------------|
| 許認可等の内容  |                         | 特定工場の新設または変更の実施制限期間の短縮の承認 |
| 根拠法令及び条項 |                         | 工場立地法第11条第2項              |
| 審査基準     | 関係条項                    | 工場立地法第9条・第11条第1項          |
|          | 基準<br>(未設定の場合はその理由)     | 法令により規定し尽くされているため要せず。     |
|          | 参考事項                    |                           |
|          | 設定等年月日                  | 18年10月1日設定 (令和5年4月1日最終変更) |
| 標準処理期間   | 標準処理期間<br>(未設定の場合はその理由) | 総日数 7日 (休日は含まない。)         |
|          | 設定等年月日                  | 18年10月1日設定 ( 年 月 日最終変更)   |